

資源エネルギー庁 回答送付メール（Q1～Q28 の Excel 添付） 2026-07-30

公開用の複製（株式会社I-S3 作成）。元はメール本文。行政側の担当者個人名・メールアドレス・電話番号は […]省略] に置き換えています。部署名・日付・本文はそのままです。出典: <https://www.i-s3.com/jc-star-answers/>

受信日時	2026-07-30 19:33 JST
差出人	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課（担当者名・アドレスは省略）
宛先	益田周防海（株式会社I-S3）
件名	RE: JC-STAR系統連系要件化に関する追加確認のお願い（Q1～Q18への回答催促及びIPA回答との突合確認Q19～Q28）

本文（逐語。「>」で始まる行は引用部＝I-S3 からの照会文）

I-S3 益田さま

お世話になっております。
資源エネルギー庁の電力基盤整備課の〔担当者名〕と申します。

ご質問への回答が遅くなり申し訳ございません。
頂いたご質問につきまして、エクセルにて回答記載しておりますのでご確認ください。

なお、個人名での返信を行っておりますが、
回答としては以前お伝えのとおり、担当課である電力基盤整備課としての回答に変更はございません。

以上

From: Suomi Masuda <s_masuda@i-s3.com>
Sent: Sunday, July 26, 2026 5:53 PM
To: 電力サイバーセキュリティ <[メールアドレス省略]>
Subject: JC-STAR系統連系要件化に関する追加確認のお願い（Q1～Q18への回答催促及びIPA回答との突合確認Q19～Q28）

経済産業省
資源エネルギー庁
電力・ガス事業部 電力基盤整備課
ご担当者様

平素よりお世話になっております。
株式会社I-S3の益田です。

先日（2026年7月16日）は、「IP通信機能」の定義及び技術的検討資料に関する追加確認（Q1～Q18）をお送りしました。ご多忙のところ恐縮ですが、本件へのご回答の見通しについて、可能な範囲でご教示いただけますと幸いです。

その後、JC-STAR制度の運用主体である独立行政法人情報処理推進機構（IPA）セキュリティセンターから、対象性・評価境界・ラベルの効力等に関する文書回答を受領しました（個人名・個人アドレスは非掲載の方針で取り扱っています）。同回答により、系統連系要件化の設計理解に不可欠な事実が確定したため、貴庁所管の政策判断・審査設計との整合について、追加で確認させてください。本照会は制度批判を目的とするものではなく、要件化の技術的合理性と説明可能性を正確に理解することを目的としています。

以下、IPA回答から確認できた事実の要約（組織名義）の後に、METI-Q19～Q28を掲げます。ご回答は質問番号ごとに一行程度で差し支えございません。可能な範囲で、選択肢のいずれかに近い形でご回答いただけますと幸いです。貴課の所管外の質問がある場合は、該当する質問番号と照会先の機関・部署をご教示ください。

IPA回答により確定した事実（要約・組織名義）

F1. JC-STARは境界防御という考えを導入しておらず、外部の境界防御によるリスク低減効果を考慮しない。また、アタックサーフェスをもつ機器は外部からの直接通信を受信することを前提として適合要件を満たすことを初めから想定している。

F2. ★1はあらゆるIoT機器への最低限の統一的適合要件であり、産業用制御システム・再生可能エネルギー設備・グリッドコード要件に特化して作成されていない。

F3. PCS単体でラベルを取得している場合、評価範囲はPCS単体だけである。評価範囲は製品情報ページの「別添構成図」で識別でき、構成図には各構成機器の製品名称・製品型番が記載されている。

F4. 「適合ラベル取得済み」は「安全に設置・運用されている」ことではなく、ラベル対象範囲内の機器が★1適合要件を有していることを示す。設置場所によってラベルの効力は変わらない。製造ベンダの自己適合宣言であり、完全な安全性を確認・保証するものではない。

F5. 例外的な申請による取得は、製品リスト・ラベル表示上で通常取得と区別されない。ベンダー判断による例外取得も区別する表示はない。例外取得の件数・割合は公表されておらず、公表予定もない。申請補足ガイダンスは、非IP機器の例外措置の目的を「ビジネス上の不利益を防止するための例外的措置」と明記している。

F6. ★1適合ラベルの取得を特定用途の法令・技術要件等の適合条件として引用・指定することについての考え方を示した公開文書は、IPAにはない。ラベル発行前のサプライチェーン・リスク照会の観点・判断基準を記載した公開文書もない。ラベルが設置構成・運用・ネットワーク対策を代替しない旨を明示した公開文書もない。

METI-Q19～Q28（IPA回答との突合確認）

Q19. 貴庁の要件化対象の画定（ゲートウェイ等を介さずに接続している機器を対象とし、ゲートウェイ経由を対象外とする整理）は、ゲートウェイ等による境界防御のリスク低減効果を前提としたものでしょうか。

「前提としている／していない／その他」でご回答ください。その他の場合は、Gateway経由を対象外とする技術的根拠を一文でご教示ください。

（参照: 上記F1）

Q20. 要件化の検討時点で、★1が電力・グリッドコード向けに特化して作成されていない点（上記F2）を認識していましたでしょうか。

「認識していた／認識していなかった／回答できない」でご回答ください。認識していた場合、電力分野特有の脅威への対応をどの措置で補完する設計としたか、公開可能な範囲でご教示ください。

Q21. 系統連系の審査実務において、ラベルの評価範囲および型番と設備の実構成の対応を、別添構成図を用いて確認する仕組みは、要件化案に含まれますでしょうか。

「含まれる／含まれない／検討中」でご回答ください。

（参照: 上記F3）

Q22. 要件化対象に含まれる機器のうち、非IP通信機器等でJC-STARの原則対象外となり、IPAの例外申請の可否に依存する機器が存在する場合、当該機器の連系可否はどのように扱われますでしょうか。

「連系可（条件）／連系不可／未整理／その他」のいずれかでご回答のうえ、要点をご教示ください。

Q23. 第20回グリッドコード検討会における「JC-STAR★1から取り組み、蓋然性を低くしたい」との説明に関し、★2以上への引き上げ、またはシステム・運用要件の追加を将来の段階として想定したロードマップは存在しますでしょうか。

「存在する（形式・資料名）／存在しない／検討中」でご回答ください。

Q24. 2024年5月の遠隔監視機器へのサイバー攻撃事例について、当該攻撃の侵入経路・悪用された設定/脆弱性を特定した調査結果を、要件化の検討時に参照しましたでしょうか。

「参照した（資料名）／参照していない／回答できない」でご回答ください。

Q25. 第21回グリッドコード検討会資料では、風力についてゲートウェイのファイアウォール（又は同等）に限定した早期適用とされています。太陽光・蓄電池について同方式（境界機器重点+機能等価の代替）を採用せず、通信機能を有する制御システム全般のJC-STAR★1取得を必須とする整理とした理由をご教示ください。

Q26. 上記F4を前提に、貴庁の系統連系要件が「JC-STAR★1取得製品の使用」により確認しようとしている対象は、次のいずれでしょうか。

「(a) 製品の★1適合要件への適合」「(b) 設置構成・運用の安全性」「(c) その他（内容を教示）」「(d) 回答できない」

Q27. 上記F5を前提に、系統連系の入口要件としての予見可能性・第三者による検証可能性を、貴庁はどのように担保する設計でしょうか。

「担保する措置がある（要点）／担保しない／検討中／回答できない」でご回答ください。

Q28. 上記F6を前提に、貴庁がグリッドコード上で★1取得を必須化するにあたり、説明責任を果たすために依拠する公開文書はありますか。

文書名のみで結構です。ない場合は「ない」とのご回答で結構です。

なお、本照会及びご回答についても、弊社が実施しているJC-STAR制度の技術的・制度的検証において正確に引用し、公開資料として取り扱う可能性がございます。公開の際は、ご回答は組織名義（貴課）として扱い、ご担当者の個人名・個人メールアドレスは掲載いたしません。

参照:

- ・追加確認Q1～Q18（送付済み）

<https://www.i-s3.com/jc-star-meti-response-analysis-2> [電話番号省略] .html#section-followup

- ・IPA回答の公開分析（第1～第3）

<https://www.i-s3.com/jc-star-ipa-reply-analysis-2> [電話番号省略] .html

<https://www.i-s3.com/jc-star-ipa-reply2-analysis-2> [電話番号省略] .html

<https://www.i-s3.com/jc-star-ipa-reply3-analysis-2> [電話番号省略] .html

- ・本補充照会の公開記録

<https://www.i-s3.com/jc-star-meti-ipa-crosscheck-2> [電話番号省略] .html

何卒よろしくお願い申し上げます。

益田 周防海 (Suomi Masuda Ph. D)

株式会社I-S3 (I-S3.CO<<http://i-s3.co/>>., Ltd)

本社: 群馬県安中市嶺638番地3 (HQ: 638-3 Mine, Annaka, Gunma, Japan)

高崎Office: 群馬県高崎市飯塚町1311-1

(Takasaki Office: 1311-1 Iizuka-Machi, Takasaki, Gunma, Japan)

Tel: [電話番号省略]

Fax: [電話番号省略]

E-mail: s_masuda@i-s3.com<mailto:s_masuda@i-s3.com>

<https://www.i-s3.com><<https://www.i-s3.com/>>

[https://ci3.googleusercontent.com/mail-sig/AlorK4wzPGaE5U7BQ96VYjRFaCWFBil7_pYvQ5lnUR4KVNZQvLSoX9sXu_3zac-ocfleLGMJg20dWxl]

レビューコメント等はこちらへ / Share your experience with us! Leave a review.

<https://g.page/r/CSWXjunl3FptEAl/review>